

令和5年国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会 宿泊基本方針

平成30年（2018年）5月8日
第6回常任委員会決定
平成30年（2018年）7月18日
第7回常任委員会一部改正
令和元年（2019年）5月29日
第9回常任委員会一部改正

第78回国民スポーツ大会（以下「国スポ」という。）及び第23回全国障害者スポーツ大会（以下「全障スポ」という。）に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者（以下「参加者」という。）の宿泊及び食事については、国スポ及び全障スポ（以下「大会」という。）の参加者がそれぞれの分野で十分な活躍ができるよう、次の基本方針に基づき提供するとともに、来県される方々を心温まるおもてなしでお迎えすることで、佐賀の魅力を全国へ発信する。

1 宿舎

- （1）大会参加者の宿舎は、原則として会場地市町内の旅館（旅館業法の許可を受けて営業を行う旅館、ホテル及び簡易宿所をいう。以下同じ。）を利用する。
- （2）会場地市町内の旅館で大会参加者の収容が困難な場合は、その地域の実情に応じ、関係機関、団体等と協議の上、公共施設、寮、保養所、寺院、民家及び近隣市町（原則として県内）の旅館等を利用することで、より多くの施設の確保に努める。
- （3）風紀上、衛生上及び安全対策上等の理由により、支障があると認められる施設は宿舎として利用しない。

2 配宿

- （1）国スポにおける選手・監督及び競技会に関わる役員（以下「選手・監督等」という。）の配宿は、競技会場及び練習会場までの交通状況等を考慮し、会場地市町が行う。ただし、近隣市町（原則として県内）の旅館等に配宿する場合及び選手・監督等を除く参加者の配宿は、県と会場地市町が協議して行う。
全障スポ参加者の配宿については、県が行う。
- （2）大会の選手・監督の宿舎は、都道府県別、競技別、競技種別及び男女別を考慮して配宿する。
- （3）大会の役員、視察員、報道員等の宿舎は、原則として、選手・監督の宿舎とは別にする。
- （4）全障スポの選手・監督においては、利用しやすい宿泊施設に配宿するよう努める。

3 宿泊料金

国スポ参加者の宿泊料金は、県と旅館等の関係団体と協議の上、公益財団法人日本スポーツ協会において決定する。

全障スポ参加者の宿泊料金は、国スポ宿泊料金を基本とし、県が決定する。

4 食事

大会参加者に提供する食事は、安全・安心で栄養バランスに配慮するとともに、穏やかな気候、豊かな自然に恵まれた佐賀県の様々な食材を取り入れた郷土色豊かなものを提供することで、食を通じた佐賀らしいおもてなしをする。